

受益者負担の成立過程 —都市計画法制定過程再考—

鈴木智行

本稿の目的は、都市計画事業の財源の一つである、「受益者負担」がどのように成立したかを明らかにすることである。「受益者負担」とは、道路建設の際に道路周辺の土地所有者等に建設費用の負担を課す制度であり、日本の場合、1919年に成立した都市計画法に規定されたことで成立した。日本の「受益者負担」は、地方議会の承認を得ることなく課すことが出来る点が特徴であり、このような制度となった理由はなぜか、従来の研究では明らかになっていなかった。本稿では従来不明な点が残っていた都市計画法の制定過程を再検討することで、上記の点を明らかにする。

都市計画法の制定過程では内務省と大蔵省が対立していた。都市計画事業を推進しようとする内務省は、事業の裏付けとなる新しい種々の財源規定を、都市計画法に導入しようとしたが、大蔵省は発展しつつある都市部に多く財源を与えることはできないと、これに反対した。議会に法案を提出する前に法令の審査を行う内閣法制局は、内務省の立場に理解を示したが、最終的には内務省の提案した新しい財源規定は全て否定された。

このままでは都市計画事業の遂行が困難になると考えた内務省は、内閣法制局と協力して、道路法を参考にして、それまで財源規定の根拠ではなかった条文を、財源規定となるよう強引に変更した。この結果、道路周辺の土地所有者などに費用負担を課す制度は、都市計画税を課す条文を根拠とするのではなく、事業費用の分担者を定めた条文を根拠とすることとなった。日本の「受益者負担」はこのようにして成立した。

このように、「受益者負担」は、費用負担を課すまでの手続きに関して十分な検討が行われないまま都市計画法に規定されたため、大蔵省の許可や地方議会の承認を得ることなく課す事の出来る制度となった。このことにより、「受益者負担」は手続き的には容易に課すことが可能となったが、一方でその賦課を正当化する手段を失うこととなった。